

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2940号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

「心理個別相談記録用紙（特定年月日A、特定年月日B分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2940号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2940	令和元年11月5日	令和元年11月14日	令和元年11月14日	令和元年12月12日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2940	「心理個別相談記録用紙（特定年月日A、特定年月日B分）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当</p> <p>・ 本人開示請求者以外の個人のサイン</p> <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p> <p>条例第22条第7号に該当</p> <p>・ 「発達検査等」「行動」「所見」欄の内容</p> <p>（開示することで、行政の手法や対応が明らかになることにより、相談者に必要な支援、情報管理及び他関係機関との連携が困難になり、今後の事業遂行において支障を及ぼすため）</p>	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2940	<p>《心理個別相談に係る事務について》</p> <p>ア 心理個別相談とは、実施機関の各区の福祉保健センターにおいて、臨床心理士の資格等を有する発達相談員が、児童の保護者からの相談を受けて児童の発達状況等について助言をし、必要に応じて医療機関の受診又は横浜市地域療育センター条例（昭和60年6月横浜市条例第19号）に基づき設置された横浜市地域療育センター等の利用を勧めることで、当該保護者に対する支援を行う事業である。</p> <p>心理個別相談の対象となる児童（以下「対象児」という。）は、主に、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に基づく乳幼児健康診査を受診した乳幼児である。実施機関では、乳幼児健康診査において保護者から相談を受けた場合や問診の内容から必要であると判断した場合に当該乳幼児の保護者に個別に心理個別相談を案内し、当該保護者からの申込みがあったときに心理個別相談を実施する。また、そのほかに実施機関では、おおむね4歳以下の児童について、保護者から区役所に電話相談があった場合等で発達相談員の支援が必要であると判断したときにも心理個別相談を案内している。</p> <p>イ 心理個別相談に係る保護者（以下「相談者」という。）及び対象児への支援を行うためには、対象児の発達の程度を確認する必要があることから、発達相談員は、心理個別相談において、児童の心身の発達の程度を調べるために開発された発達検査等の手法の一部を用いて検査（以下「相談時検査」という。）を行う。</p> <p>なお、実施機関では、心理個別相談について案内する際又は相談者及び対象児が来庁した際に、相談者に対して相談時検査を行うことを説明し、同意を求めている。同意が得られなければ、心理個別相談において相談時検査は行わない。</p> <p>ウ 心理個別相談を実施した発達相談員は、相談内容、相談時検査の結果、今後の支援の方向性等を心理個別相談記録用紙に記録する。</p> <p>心理個別相談用紙は、氏名欄、生年月日欄等の対象児に係る情報を記載する欄、相談内容を記載する主訴欄、対象児の心身の状態や行動の内容及びこれらに係る発達相談員の評価を記載する検査欄等（発達検査等欄、行動欄及び所見欄）及び評価欄、今後の支援の方向性等を記載する助言欄及び方針欄、各欄の記載の補足事項を記載する備考欄並びに発達相談員のサイン欄、実施機関の職員の押印欄等からなる。</p> <p>(ア) このうち発達検査等欄には、チェックボックスとともに複数の発達検査等の種類が記載されている。発達相談員は、そのうちのいずれかのチェックボックスに印を付すことで、相談時検査においてどの発達検査等の手法の一部を用いたかを記録する。また、発達相談員は、同欄の余白に、発達検査等の手法の一部を用いた結果を記録することがある。</p> <p>(イ) 次に、行動欄には、特徴的な行動の類型が項目ごとに番号を付して記載されている。発達相談員は、当該番号に印を付すことで、相談時検査における対象児の特徴的な行動を記録する。また、同欄の余白には、具体的な行動の内容が記載されることがある。</p> <p>(ウ) また、所見欄は、留意点欄と判断欄からなる。このうち留意点欄には、相談者に対する支援に当たり気を付けるべき事項が項目ごとに番号を付して記載されている。発達相談員は、当該番号に印を付すことで、今後の支援における留意点を記録する。次に、判断欄には、児童の心身の状態が項目ごとに番号を付して記載されている。発達相談員は、番号に印を付すことで、児童の心身の状態に係る判断を記録する。留意点欄と判断欄の余白には、具体的な留意点や判断内容が記載されることがある。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、実施機関が審査請求人に係る心理個別相談において作成した心理個別相談記録用紙（特定年月日A、特定年月日B分）である。</p> <p>実施機関は、本件保有個人情報のうち、検査欄等の内容を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。また、本件保有個人情報のうち、本人開示請求者以外の個人のサイ</p>

答申 番号	判断の要旨
2940	<p>ンを条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。</p> <p>このうち、本人開示請求者以外の個人のサインについては、審査請求人が開示を求めていることから当審査会では判断しないこととし、検査欄等の内容の条例第22条第7号該当性について、以下判断する。</p> <p>《検査欄等の内容の条例第22条第7号該当性について》</p> <p>ア 当審査会で、検査欄等の内容を開示することによる行政運営上の具体的な支障等を確認するため、実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 相談時検査は、発達検査等の手法の一部を用いているものであって、発達検査等そのものではない。このため、心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載は、発達検査等の完全な検査所見や正確な診断といえるものではない。</p> <p>ところが、検査欄等のうち発達検査等欄には発達検査等の種類が記載されており、所見欄には児童の心身の状態が記載されているのであるから、心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載を開示すれば、相談者は、当該記載が完全な発達検査等や正確な診断の結果であると誤解し、関係機関での受診又は相談において、当該誤解に基づく説明をすることが考えられる。そうすると、当該説明を受けた関係機関が誤った情報に基づいた支援を行うなど、関係機関での対応に影響が出ることが想定される。なお、関係機関とは、相談者が通院又は受診をする医療機関並びに相談者が利用する横浜市地域療育センター等の療育機関及び障害児通所支援事業所等を指す。</p> <p>(イ) 区は、専門の医療機関や発達検査を行っている療育機関（以下「専門機関」という。）ではないため、児童の発達について診断又は判定（以下「診断等」という。）をすることはできない。しかし、相談者が心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載を正確な診断等であると誤解すると、心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載と専門機関の診断等の内容が異なった場合、区と専門機関の双方又はいずれかに不信感を抱き、実施機関が心理個別相談を専門機関の継続支援に繋げることに支障が出るおそれがある。</p> <p>また、心理個別相談用紙の発達検査等欄の記録はチェックボックスに印を付し、行動欄及び所見欄の記録は項目に付された番号に印を付す簡単なものであり、該当のチェックボックス又は番号に印を付けた理由を詳細に記載するものではないので、当該理由に係る説明が不十分な状態で開示されることで、相談すると区で発達検査をされてしまうという誤解が生じ、心理個別相談に係る相談者との信頼関係が崩れてしまうおそれがある。</p> <p>(ウ) なお、心理個別相談記録は、関係機関から書面で依頼を受けて、当該関係機関に提供することがある。当該関係機関では、区から情報提供を受けることについて相談者に同意を取った上で当該依頼を行っている。心理個別相談記録の提供を受けた関係機関は、初回の聞き取り内容の決定、診断、支援計画の作成等に係る参考情報として心理個別相談記録を利用している。</p> <p>(エ) 本件処分は、上記事務の特性によるものであり、特に審査請求人の家庭の状況を踏まえた個別的な判断というものではない。</p> <p>イ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。</p> <p>(ア) 当審査会が、本件保有個人情報を見分したところ、特定年月日A及び特定年月日Bの心理個別相談記録用紙それぞれについて、発達検査等欄には発達検査等の種類のチェックボックスの1つに印が付されており、余白に発達時検査の結果と思われる数式が記載されていることが認められた。また、行動欄及び所見欄の項目の番号の1つ又は複数に印が付されていることが認められた。そして、特定年月日Aの心理個別相談記録用紙については、行動欄の余白に、審査請求人の具体的な行動上の特徴が簡潔に記載されていることが認められた。</p> <p>なお、開示された評価欄には心理個別相談における対象児の行動及び当該行動に係る発達相談員の所見が、助言欄には相談者が対象児童の発言や行動について発達相談員に話した内容が個別具体的に記載されており、備考欄には児童の行動の特性及び当該特性を踏まえた相談者への助言の内容が記載されていた。</p>

答申 番号	判断の要旨							
2940	<p>(イ) 実施機関は、心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載と専門機関の診断等の内容が異なった場合、心理個別相談を専門機関の継続支援に繋げることに支障が出るおそれがあると主張する。</p> <p>しかし、当該内容が異なった場合であっても、その理由並びに診断等及び判定の妥当性等の説明を専門機関から受けることで、相談者の納得を得られる結果となることも考えられるし、セカンドオピニオンの観点からしても、相談者が納得できる説明、治療、支援等を受けられる他の専門機関を探すきっかけとなることも考えられる。なお、実施機関からは、専門機関の継続支援に繋げることに支障が出る蓋然性及びその程度については、具体的な説明がない。</p> <p>また、実施機関は、相談者の誤解による関係機関の対応への影響が想定されること及び区で発達検査をされてしまうという誤解が生じて相談者との信頼関係が崩れてしまうおそれがあることを主張する。</p> <p>しかし、心理個別相談の前に相談者に相談時検査を行うことを説明し、同意を得て相談時検査を行っているにもかかわらず、相談者及び対象児にその結果を開示することも知らせることもないというのは、不自然である。実施機関が主張するような影響及びおそれは、心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載が発達検査又は知能検査の完全な検査所見や正確な診断ではなく、専門機関の診断等とは結論が異なりうること等について心理個別相談の前に十分に説明をすること、心理個別相談記録用紙の書式を改定すること、事務遂行の方式を変更することなどによって防ぐべきものである。</p> <p>さらに、本件保有個人情報の評価欄及び備考欄には、当該児童の特徴的な言動や行動が相当程度具体的に記載されており、当該記載は既に開示されていることから、行動欄及び所見欄についても、その記載内容は、相当程度推認することができる。</p> <p>以上を踏まえると、心理個別相談の事務事業遂行の上で、実施機関が主張するような支障があるとは認められないと考えられる。</p> <p>(ウ) 一方、実施機関における心理個別相談は、必要に応じて関係機関による支援に繋げることが予定されているし、心理個別相談記録は、関係機関に提供され、関係機関における初回の聞き取り、診断、支援計画の作成等に係る参考情報として用いられているとのことである。</p> <p>このような情報の使われ方を考えると、相談者及び対象児が心理個別相談記録用紙の検査欄等の情報を得ることは、関係機関においてより適切な助言、支援等を得られることに繋がり、専門機関での継続支援にも資するものであって、行政運営上の具体的な支障等となるものではないと考えられる。</p> <p>(エ) したがって、検査欄等の内容を開示しても、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。</p> <p>別表 非開示部分のうち開示すべき部分</p> <table border="1" data-bbox="264 1574 1469 1818"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 1574 571 1626">保有個人情報</th> <th colspan="2" data-bbox="571 1574 1469 1626">該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 1626 571 1727">心理個別相談用紙 (特定年月日A分)</td> <td data-bbox="571 1626 1345 1818" rowspan="2">発達検査等欄、行動欄及び所見欄</td> <td data-bbox="1345 1626 1469 1818" rowspan="2">全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1727 571 1818">心理個別相談用紙 (特定年月日B分)</td> </tr> </tbody> </table>	保有個人情報	該当箇所		心理個別相談用紙 (特定年月日A分)	発達検査等欄、行動欄及び所見欄	全て	心理個別相談用紙 (特定年月日B分)
保有個人情報	該当箇所							
心理個別相談用紙 (特定年月日A分)	発達検査等欄、行動欄及び所見欄	全て						
心理個別相談用紙 (特定年月日B分)								

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第6号まで省略）

(7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881